

大津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道の整備が見込まれない地域において浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）を設置する者に対し、予算の範囲内においてその設置に要する経費の一部を補助し、もって生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「面的整備事業」とは、次の各号のいずれにも該当する浄化槽の設置整備事業をいう。

- (1) 市長が別に定める集落を単位とした地域において、原則として全戸に浄化槽を設置しようとするものであること。
- (2) 事業を実施する地域において、管理組合を設置し、整備計画を策定するとともに、維持管理体制を整備するものであること。
- (3) 整備計画の実施に要する年限は、3年以内であること。ただし、整備計画について市長と協議し承認を得た場合はこの限りでない。
- (4) 事業実施以前に市長の承認を受けたものであること。

(補助対象地域等)

第3条 この要綱による浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）は、第1号の補助対象地域内において、第2号に定める補助対象浄化槽を設置しようとする第3号の補助対象者に対して交付するものとする。

- (1) 補助対象地域 次のア又はイのいずれかに該当する地域であること。
 - ア 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の2第3第1項の規定に基づく事業計画に定められた予定処理区域以外の地域
 - イ 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域
- (2) 補助対象浄化槽 次の全ての条件を満たすものであること。
 - ア 一般住宅（専ら人の居住の用に供する家屋をいう。以下同じ。）又は併用住宅（その一部を人の居住の用に供する家屋であって、その人の居住の用に供する部分の床面積が当該家屋の延べ床面積の2分の1以上であるものをいう。以下同じ。）に設置するものであること。ただし、共同住宅その他の多数の人の居住の用に供する住宅に設置するものを除く。
 - イ 処理対象人員（併用住宅にあつては、人の居住の用に供する部分の床面積に応じて算定した処理対象人員。以下同じ。）が10人槽以下であること。
 - ウ 浄化槽法第4条第2項の規定及び大津市浄化槽取扱要綱（平成13年4月1日制定）の規定による構造基準に適合していること。
 - エ 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上で、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものであること。
 - オ 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に定める基準に適合するものであること。
 - カ 一般社団法人全国浄化槽団体連合会とその会員である各都道府県の生活環境事業協会が実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」の対象となるものについては、同制度に基づき保証登録されたものであること。
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、「浄化槽設置整備事業実施要綱」（平成6年10月20日付け衛浄第65号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）に規定する事業の内容に適合する事業により設置されるものであること。
- (3) 補助対象者 次の全ての条件を満たす者であること。
 - ア 現に居住する住宅に設置された既存の浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽（以下「既存単独処理浄化槽」という。）を除く。）を廃止して、当該住宅に新たに浄化槽を設置する者でない者。ただし、災害により滅失し、又は損壊した浄化槽を当該住宅に再設置しようとする場合は、この限りでない。
 - イ 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の受理書の交付又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けた者
 - ウ 大津市浄化槽取扱要綱に基づき適正に維持管理を行う者

- エ 継続的な使用が認められる者
- オ 納期限の到来している大津市税を滞納していない者
- カ 補助金の交付を受けて浄化槽を設置する住宅に自ら居住する者
- キ 建売住宅の場合は、建売住宅を購入し、居住し、維持管理する者。ただし、設置業者は、大津市浄化槽設置整備事業補助対象確認願（様式第1号）により補助対象浄化槽である旨、市長に確認を得ておくこと。
- ク 住宅等を借りている者が浄化槽を設置しようとする場合は、賃貸人の承諾が得られた者

2 現に使用している浄化槽のうち、次に掲げるもの（既存単独処理浄化槽を除く。以下「既存浄化槽」という。）を更新する場合にあっては、当該浄化槽は補助対象浄化槽とみなす。この場合においては、前項第3号アの規定は適用しない。

- (1) 浄化槽の製造業者が当該浄化槽の保守点検業者に対して示す浄化槽の管理に関する書面その他これに類する書類（以下「浄化槽維持管理要領書」という。）に基づき、浄化槽の長寿命化のための措置が適切に行われているもの
- (2) 浄化槽法第10条に規定する保守点検及び清掃並びに同法第11条に規定する法定検査（以下「保守点検等」という。）について、過去3年間以上継続して適切に実施されており、かつ、同法に基づく市等からの指導等が遵守されているもの
- (3) 老朽化に伴う劣化又は破損が認められ、技術的及び経済的な要因から補修等を行うよりも更新を行うことが合理的であると認められるもの

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用（既存単独処理浄化槽（既存浄化槽を含む。以下同じ。）又はくみ取り槽を撤去する場合にあってはその撤去に要する費用を、宅内の配管工事を伴う場合にあつてはその配管工事に要する費用を含む。）に相当する額とし、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

2 面的整備事業に係る補助金の額は、前項の規定による額に、浄化槽の設置に要する費用に相当する額から前項の規定による額を控除した額を加算するものとする。ただし、その加算額は、280,000円を限度とする。

3 前2項の規定に基づき算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（工事施行監督等）

第5条 浄化槽の工事については、次に掲げるいずれかの者の監督の下で行われなければならない。

- (1) 平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により指定した小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を修了した者
- (2) 昭和63年度以降に浄化槽法第42条第1項各号のいずれかに該当することとなった浄化槽設備士

2 市長は、当該補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

（交付申請書）

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第2号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届受理書等の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 配置図（配管経路図を含む。）
- (4) 一般財団法人日本建築センターの認定書等の写し
- (5) 浄化槽設置工事見積書の写し
- (6) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針適合浄化槽に係る登録証の写し
- (7) 登録浄化槽管理票（C票）
- (8) 保証登録証（公益社団法人滋賀県生活環境事業協会が証明するもの）
- (9) 合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証等の写し
- (10) 第3条第3号キ又はクのいずれかに該当する場合は、それぞれ次の書類

ア 第3条第3号キに該当する場合にあっては、大津市浄化槽設置整備事業補助対象確認書、浄化槽管理者変更報告書及び建売住宅の売買契約書の写し等

イ 第3条第3号クに該当する場合にあっては、賃貸人の承諾書

(11) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去する場合は、それぞれ次の書類

ア 既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽の位置を示す図面及び設置状況を
示す写真

イ 当該撤去工事の見積書（宅内の配管工事を伴う場合にあっては、その配管工事の見積書を含む。）の写し

(12) 既存浄化槽の更新を行う場合は、それぞれ次の書類

ア 既存浄化槽に係る浄化槽維持管理要領書の写し

イ 既存浄化槽の保守点検事業者等に係る当該既存浄化槽の修繕及び長寿命化に関する措置状況を記載した書類の写し

ウ 既存浄化槽に係る過去3年間の保守点検等に関する記録を記載した書類の写し

エ 既存浄化槽に係る修繕見積書及び補助対象浄化槽に係る更新見積書

(13) 浄化槽の維持管理に関する誓約書（浄化槽法第5条第1項の規定による届出に際して添付した誓約書と同様のものに限る。）の写し

(14) その他市長が必要と認める書類

（決定通知書）

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市浄化槽設置整備事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市浄化槽設置整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）又は大津市浄化槽設置整備事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市浄化槽設置整備事業変更承認申請書（様式第7号）又は大津市浄化槽設置整備事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）とする。

（承認通知書等）

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市浄化槽設置整備事業変更承認決定通知書（様式第9号）若しくは大津市浄化槽設置整備事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第10号）又は大津市浄化槽設置整備事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）若しくは大津市浄化槽設置整備事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（実績報告書）

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第13号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類（市外から転入した者で、補助金の交付の申請の日において既に納期限が到来した大津市税がないものにおいて、第9号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

(1) 浄化槽設置工事が完了した旨を証する書類

(2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

(3) 浄化槽法第7条の規定による法定検査申込書の写し

(4) 浄化槽使用開始報告書（様式第14号）

(5) 浄化槽設置工事写真

(6) 浄化槽設置適正施工証明書（様式第15号）の写し

(7) 浄化槽設置工事に係る領収書の写し又はこれに類する書類（明細を記したものを含む。）

(8) 住民票記載事項証明書又はこれに類する書類

(9) 補助金の交付を申請する者に係る大津市税の完納証明書

(10) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去した場合は、それぞれ次の書類

ア 当該撤去工事の施工写真（宅内の配管工事を伴う場合にあっては、その配管工事に係る施工写真を含む。）

イ 当該撤去工事に係る領収書（宅内の配管工事を伴う場合にあっては、その配管工事に係る領収書を含む。）の写し又はこれに類する書類（明細を記したものを含む。）

(11) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市浄化槽設置整備事業補助金確定通知書(様式第16号)により行うものとする。

(交付請求書)

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(様式第17号)とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市浄化槽設置整備事業補助金交付決定取消通知書(様式第18号)により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市浄化槽設置整備事業補助金返還通知書(様式第19号)により行うものとする。

(面的整備事業の実施報告)

第16条 面的整備事業を行う管理組合の代表者は、当該事業が完了した場合は、面的整備事業報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 大津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(昭和63年4月1日制定)は、廃止する。

(志賀町の区域の編入に伴う経過措置)

3 志賀町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前に志賀町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成元年4月1日制定。以下「旧町要綱」という。)の規定によりされた申請、決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によってされたものとみなす。

4 編入日前における同町の区域内に係る平成17年度分の補助金については、この要綱の規定にかかわらず、旧町要綱の例による。

(国の循環型社会形成推進交付金の交付措置が終了した場合の措置)

5 この要綱は、国の循環型社会形成推進交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(補助金の額等の特例)

2 令和8年4月1日から令和12年3月31日までの間において浄化槽法附則第11条第1項に規定する特定既存単独処理浄化槽(次に掲げるものに限る。以下「特定既存単独処理浄化槽」という。)からの入替えを行う場合における補助金の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、浄化槽の設置に要する費用(特定既存単独処理浄化槽を撤去する場合にあってはその撤去に要する費用を、宅内の配管工事を伴う場合にあってはその配管工事に要する費用を含む。)に相当する額とし、附則別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

(1) 65歳以上の2人以下の世帯(1人当たりの月額所得が158,000円以下の世帯に限る。)の使用に係るもの

(2) 第6条第1項の規定による申請の年度の前年度に保守点検等を実施し、浄化槽法に規定する指導等が遵守されているもの

3 前項の補助金の額に係る交付申請書には、第6条第2項の規定にかかわらず、同項第1号から第11号まで、第13号及び第14号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 世帯全員を記載した住民票の写し

(2) 世帯全員の所得証明書

(3) 特定既存単独処理浄化槽からの入替えに係る費用の見積書

(4) 浄化槽法第11条第1項の指定検査機関が実施した水質検査結果書の写し

(5) 前項第2号に掲げる事項を記載した書類

附則別表（第2項関係）

区分	限度額
5人槽	558,000円
7人槽	695,000円
10人槽	916,000円

備考 浄化槽の設置に当たり、特定既存単独処理浄化槽の撤去工事が生じる場合の限度額は、この表の額に150,000円（宅内の配管工事を伴う場合にあつては、480,000円）を加算する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則に2項を加える改正規定は、同年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にある改正前の大津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱様式第1号及び様式第2号の規定により調製した用紙は、この要綱の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の大津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、改正後の大津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和8年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第4条関係）

区分	限度額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

備考 浄化槽の設置に当たり、次の各号に掲げる撤去工事が生じる場合の限度額は、この表の額に当該各号に定める額をそれぞれ加算する。

- (1) 既存単独処理浄化槽の撤去工事 150,000円（宅内の配管工事を伴う場合にあっては、480,000円）
- (2) くみ取り槽の撤去工事 120,000円（宅内の配管工事を伴う場合にあっては、450,000円）

大津市浄化槽設置整備事業補助対象確認願

年 月 日

(宛先)
大津市長

設置業者 住所

氏名
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

次のとおり浄化槽を設置したいので、大津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第3条第3号カの規定により大津市浄化槽設置整備事業補助金の対象となっている旨、確認を願います。

補助年度	年度			
設置場所の地名地番	大津市			
浄化槽	型 式		認 定 番 号	
	処 理 方 式		規 模	人槽
	施工業者名		浄化槽設備士名	
建築物の種類	1 一般住宅			
	2 併用住宅 (居住部分の面積 m ³) (その他の面積 m ³)			
着工予定年月日	着工	年	月	日
完了予定年月日	完了	年	月	日

上記について、次の条件を付して確認します。

- 1 設置業者は、建売住宅の購入者に必ずこの確認書を交付すること。
- 2 建売住宅の購入者に対し、大津市浄化槽設置整備事業補助金交付申請をする場合は、必ずこの確認書を添付するよう、説明すること。

年 月 日

設置業者 様

大津市長



大津市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市浄化槽設置整備事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補助年度					年度
補助事業の目的及び内容	小型浄化槽の設置				
設置場所の地名地番	大津市				
合併処理浄化槽	型 式		認 定 番 号		
	処 理 方 式		規 模		人槽
	施工業者名		浄化槽設備士名		
交付申請金額	円 (うち 既存浄化槽の撤去費 円 既存単独処理浄化槽の撤去費 円 くみ取り槽撤去費 円 宅内の配管工事費 円)				
補助事業の経費所要額					円
建築物の所有者	1 本人 2 共有 (人) 3 その他				
現在の住居の排水設備	1 くみ取り便所 2 単独浄化槽 3 浄化槽 4 下水道 5 その他 ()				
建築物の種類	1 一般住宅				
	2 併用住宅 (居住部分の面積 m ³) (その他の面積 m ³)				
補助事業の着手予定年月日	着手	年	月	日	
補助事業の完了予定年月日	完了	年	月	日	
添付書類					

大津市浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあった大津市浄化槽設置整備事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補助年度	年度
交付決定金額	円
補助事業完了期限	年 月 日
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 上記の補助事業完了期限までに補助事業を完了することができないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。2 補助事業等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。3 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。4 補助事業等の遂行の状況に関し、市長から報告の要求があったときは、直ちに市長に報告すること。5 補助事業等が完了したときは、実績報告書に市長の定める書類を添えて、速やかに市長に提出すること。

様式第4号（第7条関係）

大津市浄化槽設置整備事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で交付申請のあった大津市浄化槽設置整備事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度
交付申請金額	円
交付しないことと 決定した理由	

大津市浄化槽設置整備事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市浄化槽設置整備事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補助年度	年度
交付決定金額	円
取消金額	円
取消後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

大津市浄化槽設置整備事業補助金交付決定変更通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市浄化槽設置整備事業補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補助年度	年度
交付決定金額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

大津市浄化槽設置整備事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 住所 _____

氏名 _____

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市浄化槽設置整備事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の変更の内容	
変更する理由	
変更の年月日	年 月 日
添付書類	

大津市浄化槽設置整備事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）
大津市長

申請者 住所 _____

氏名 _____

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市浄化槽設置整備事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 13 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日
添付書類	

大津市浄化槽設置整備事業変更承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市
浄化槽設置整備事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規
則第13条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度
承認した変更内容	
承認年月日	年 月 日

様式第10号（第10条関係）

大津市浄化槽設置整備事業中止（廃止）承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市
浄化槽設置整備事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金
等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

大津市浄化槽設置整備事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市
浄化槽設置整備事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津
市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定し た理由	

様式第12号（第10条関係）

大津市浄化槽設置整備事業中止（廃止）申請棄却（却下）決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市
浄化槽設置整備事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定した
ので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度
承認しないことと決定し た理由	

大津市浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日

(宛先)
大津市長

補助事業者 住所 _____

氏名 _____

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市浄化槽設置整備事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交付決定金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添付書類	

浄化槽使用開始報告書

年 月 日

(宛先)
大津市長

浄化槽管理者 住所 _____

氏名 _____
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

下記のとおり浄化槽の使用を開始しましたので報告します。

浄化槽の規模	(人 槽) (m ³ / 日)	処理方式	
設置場所	大津市		
設置届出年月日	年 月 日	使用開始 年月日	年 月 日
委託契約した 保守点検業者名			
委託契約した 清掃業者			

浄化槽設置適正施工証明書

年 月 日

様

浄化槽工事業者 住所 _____

氏名 _____ ㊟
登録番号（ _____ ）

浄化槽設備士氏名 _____ ㊟
免許番号（ _____ ）

下記の浄化槽の設置工事については、下表の検査項目を検査した結果、適正に施工したことを証します。

なお、万一施工の瑕疵により、当該浄化槽が所期の性能を発揮することが困難と認められたときは、工事業者の責により改善することを誓約します。

記

・ 設置場所 _____

・ 設置浄化槽

型式及び処理方式 _____

人 槽 _____ 人槽 _____ m³/日

・ 工事完了年月日 _____ 年 月 日

・ 検査結果

検査項目	検査のポイント	結果
1 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	

4	柵の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な柵が設置されているか。	
5	流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6	かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7	浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
		保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
		コンクリートスラブが打たれているか。	
8	漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9	浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10	接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	
11	ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	
		空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12	消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
		しっかり固定されているか。	
		薬剤筒は傾いていないか。	
13	ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
		ポンプますに漏水のおそれはないか。	
		ポンプが2台以上設置されているか。	
		設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
		ポンプの固定が十分行われているか。	
		ポンプの取りはずしが可能か。	
		ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14	ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
		固定が十分おこなわれているか。	
		アースはなされているか。	
		漏電のおそれはないか。	

様式第16号（第12条関係）

大津市浄化槽設置整備事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市
浄化槽設置整備事業について、次のとおり大津市浄化槽設置整備事業補助金の額を確定
したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補助年度	年度
交付決定金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交付確定金額	円

大津市浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)
大津市長

補助事業者 住所 _____

氏名 _____ ㊤

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け 第 号で交付の確定のあった大津市浄化槽
設置整備事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 18 条第 1 項の規定により
次のとおり請求します。

補助年度	年度
交付確定金額	円
交付請求金額	円
振 込 先 金 融 機 関	金融機関名 銀行・信用金庫・農協 支店
	預金種別及び 口座番号 普通・当座
	(フリガナ) 口座名義人 (職名等がついているときは、氏名だけでなく職名等も 正確・明確に記入してください。)
添付書類	

大津市浄化槽設置整備事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市浄化槽設置整備事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補助年度	年度
交付決定（確定）金額	円
取消金額	円
取消後の交付決定（確定）金額	円
取消しをした理由	

大津市浄化槽設置整備事業補助金返還通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市浄化槽設置整備事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返還金	円
返還理由	
返還期限	年 月 日まで
補助年度	年度
交付決定金額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交付確定金額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。